

福祉系高校修学資金
(福祉系高校修学資金返還充当資金)
貸付制度の手引き

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

問い合わせ・書類の提出先（福祉系高校在学中は、福祉系高校にお問い合わせください）

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

福祉人材確保・定着推進部 資金貸付班

〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター1階

TEL. 043-306-7571 (平日 10:00~18:00)

FAX. 043-306-7576

※手引き・各様式は本会ホームページからダウンロードできます。

<https://www.chibakenshakyo.net/loan/highschoolstudy/>



目 次

1 制度の概要	1
2 申請から返還免除までの流れ	2
3 申請	3
(1) 貸付対象	3
(2) 貸付金額	3
(3) 連帯保証人	4
(4) 必要書類	4
(5) 申請期限	6
4 貸付決定・交付	6
(1) 審査及び貸付決定	6
(2) 契約	6
(3) 資金の交付	6
5 返還の猶予・免除	7
(1) 返還猶予申請	7
(2) 返還免除申請	9
(3) 届出義務	10
6 返還	11
(1) 返還の要件	11
(2) 返還手続き	11
7 契約解除	12
8 よくある質問	13
9 参考資料	17
(1) 返還猶予・免除対象業務	17
(2) 様式一覧	27

1 制度の概要

(1) 目的

今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 40 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの（以下「福祉系高校」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付けを実施し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とします。

(2) 実施主体

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）

(3) 貸付対象

福祉系高校に在学し、卒業後、介護福祉士の資格を取得し、県内において介護職員等の業務などに従事しようとする意思のある方です。（詳細は P. 3）

県内の福祉系高校は、千葉県立松戸向陽高等学校です。

(4) 貸付期間

福祉系高校に在学する期間

(5) 貸付金額（詳細は P. 3）

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 修学準備金 | 3 万円以内（入学時に限る） |
| ② 介護実習費 | 3 万円以内（1 年度あたり） |
| ③ 国家試験受験対策費用 | 4 万円以内（1 年度あたり） |
| ④ 就職準備金 | 20 万円以内（卒業時に限る） |

(6) 連帯保証人

申請にあたり連帯保証人を立てる必要があります。（詳細は P. 4）

(7) 返還猶予

返還免除を受けるまでの間、県内において介護職員等の業務などに従事している間は、貸付金の返還を猶予することができます。（詳細は P. 7）

(8) 返還免除

福祉系高校を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において介護職員等の業務などに 3 年間引き続き従事した場合は、貸付金の返還を免除します。（詳細は P. 9）

(9) 返還

貸付契約が解除されたとき等、所定の事由に該当した場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金を返還していただきます。（詳細は P. 11）

2 申請から返還免除までの流れ

【申請】必要書類 (P. 4) を整えて福祉系高校経由で県社協へ提出

【審査・貸付決定】県社協において貸付の可否を審査し、結果を福祉系高校経由で文書により通知



【契約】貸付決定の場合、県社協から福祉系高校経由で貸付決定者あてに借用証書が送付されるので、指定期限までに福祉系高校経由で以下の書類を県社協へ提出 (P. 6)

- ①借用証書
- ②貸付金振込先の銀行口座の通帳の写し

【資金の交付】借用証書に記載された借受人本人名義の口座に交付



【在学中】

福祉系高校に対し借受人の
在学状況を毎年調査の上、
年1回資金交付（概ね5月）
就職準備金は、卒業する月
(概ね3月)に交付

※以下の場合は福祉系高校経由で届出が必要です。

(P. 10)

- ①借受人又は連帯保証人の住所、氏名、連絡先、勤務先などが変わったとき
- ②休学、復学、留年、又は停学するとき
- ③退学又は貸付を辞退するとき

など



【返還猶予申請】卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において介護職員等の業務などに従事した場合、就職後速やかに以下の書類を郵送で県社協に提出

※大学等へ進学した場合も届出が必要です。未提出の場合は貸付金返還となります。(P. 7)

- ①返還猶予申請書 (第8号様式)
- ②業務従事届 (第7号様式)
- ③介護福祉士登録証の写し

【返還猶予決定】県社協において返還猶予の可否を審査し、結果を借受人へ文書で通知



【業務従事中】

毎年4月に、前年度の勤務状況について業務従事届 (第7号様式) を提出 (P. 9)

(未提出の場合は貸付金返還となることがありますので、必ず毎年提出してください)

※以下の場合はその都度届出が必要です。届出がない場合、貸付金返還となることがあります。(P. 10)

- ①借受人又は連帯保証人の住所、氏名、連絡先、勤務先などが変わったとき
- ②借受人が勤務先を休職したとき
- ③借受人が勤務先を退職したとき
- ④借受人又は連帯保証人が死亡したとき

※状況により、事由発生の翌月から貸付金返還となります (P. 11)



【返還免除申請】免除の要件 (引き続き3年間県内で介護職員等の業務などに従事) 到達後、速やかに以下の書類を県社協に提出 (未提出の場合は貸付金返還となります) (P. 9)

- ①返還免除申請書 (第10号様式)
- ②業務従事届 (第7号様式)

【返還免除決定】県社協において返還免除の可否を審査し、結果を申請者へ文書で通知
借用証書を返却

3 申請

(1) 貸付対象

以下の全てを満たす方を貸付対象者とします。

- ① 福祉系高校に在学している方
- ② 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において介護職員等の業務^(注)に3年間引き続き従事する意思を有する方
- ③ 親権者又は後見人の同意が得られている方
- ④ 他の都道府県による福祉系高校修学資金を利用していない、また、使途（入学金を除く入学に必要な費用、実習費、受験対策にかかる費用、就職の準備に必要な費用）が重複する公的な貸付事業を利用していない方

(注)「介護職員等の業務」に該当するかどうかについては、P. 17を確認してください。

(2) 貸付金額

ア 貸付金額

- ① 修学準備金 3万円以内（入学時に限る）

介護実習の際に必要な実習着等、福祉系高校特有の修学するにあたって必要な準備経費（授業料、入学金は対象外）

- ② 介護実習費 3万円以内（1年度あたり）

介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等

- ③ 国家試験受験対策費用 4万円以内（1年度あたり）

福祉系高校が通常の教育課程とは別に実施する、又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料、又は参考図書等の購入費用等

- ④ 就職準備金 20万円以内（卒業時に限る）

福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費

【例1】新入生で、①～④の全てについて上限額で貸付けを受ける場合

1年次：①+②+③=10万円（交付時期は概ね9月）

2年次：②+③=7万円（交付時期は概ね5月）

3年次：②+③=7万円（交付時期は概ね5月）

④=20万円（交付時期は概ね3月）

貸付申請額（借用金額） 44万円

【例2】1年次は借りなかったが、2年次から②～④について上限額で貸付けを受ける場合

2年次：②+③=7万円（交付時期は概ね9月）

3年次：②+③=7万円（交付時期は概ね5月）

④=20万円（交付時期は概ね3月）

貸付申請額（借用金額） 34万円

イ 貸付利子

貸付利子は無利子です。

(3) 連帯保証人

要件を満たす連帯保証人を立てる必要があります。

連帯保証人は法定代理人（親権者又は後見人）とします。

法定代理人が無収入や生活保護受給者など保証能力がない場合は、保証能力のある別の個人を合わせて連帯保証人としてください。

連帯保証人には、修学生が返還免除又は返還完了となるまでの間、借受人の状況に応じた通知が送付されます。

連帯保証人には借受人と連帯して債務を保証していただくこととなります。

万一、借受人の返還が滞った場合には連帯保証人として債務を負担していただきます。（催告の抗弁権や検索の抗弁権は認められません。）

以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 日本国内に居住する成年の方
- ② 申請日において75歳以下の方
- ③ 年収150万円以上有する方

※給与収入のみの方は、源泉徴収票の収入金額で判断します。

※個人事業主や年金受給者等の方は、確定申告書又は所得・課税証明書等の所得金額で判断します。

- ④ 無収入や生活保護受給者等保証能力のない方以外の方
- ⑤ 日本国籍を有する方又は永住者の在留資格を有する方若しくは特別永住者等の方
- ⑥ 県社協が実施する介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金、実務者研修受講資金、再就職準備金、介護分野就職支援金、福祉系高校修学資金、生活福祉資金等の貸付における借受人及び保証人になっていない方

※連帯保証人は、貸付決定後に退学・卒業・退職などにより借受人との関係が変化したり、関係がなくなったとしても、連帯保証人としての責務を負うこととなりますので、ご留意ください。

(4) 必要書類

ア 必要書類

以下の書類をすべて揃えて、福祉系高校に提出してください。

福祉系高校は、申請書等をとりまとめの上、推薦状（第2号様式）を添えて、県社協に提出してください。（借受人から県社協に直接提出することはできません。）

	必要書類	申請者	連帯保証人
1	福祉系高校修学資金貸付申請書（第1号様式） ※印鑑登録証明書と同一の印を押印してください。 ※200円の収入印紙を貼付し、印紙と申請書にかかるように消印（連帯保証人の印）を押してください。	◎	◎
2	住民票（発行後3か月以内の原本。世帯全員の記載のあるもの。個人番号及び本籍地未記載のもの） ※借受人と連帯保証人が同一世帯の場合は1通で可	◎	◎
3	（県外に住所のある申請者のみ） 誓約書	◎	◎
4	印鑑登録証明書（発行後 <u>3か月以内の原本</u> ） ※申請書の押印と同じもの	◎	◎
5	顔写真付き身分証明書の写し（学生証、個人番号カード（マイナンバーカード）※個人番号部分を消したもの、運転免許証、パスポート等）	◎	◎
6	直近の所得金額を証する書類 (源泉徴収票の写し、確定申告書(控)の写し等)		◎
7	（日本国籍を有していない方のみ） 在留カードの写し（表・裏）	◎	◎
8	個人情報の取扱いについて ※ひとり親の場合法定代理人欄は親権者一名が記載	◎	◎

イ 貸付申請書等

福祉系高校より入手又は千葉県福祉人材センターホームページからダウンロードしてください。

千葉県福祉人材センター（千葉県社会福祉協議会）ホームページ
 【URL】<https://www.chibakenshakyo.net/loan/trainingfund/>
 [千葉県福祉人材センタートップページ
 ⇒「就職・再就職」などのサポート
 ⇒①貸付事業（介護・福祉分野）
 ⇒福祉系高校修学資金]

ウ 記入上の注意事項

- ① 記載内容を訂正する場合は、修正テープや修正液を使用せずに訂正箇所に二重線を引いて、訂正印を押印してください。
- ② 消せるボールペン等で記入しないでください。

※記入漏れや書類の不備がある場合、貸付の可否を判断することができませんので、必ず全ての書類を揃え、かつ、全ての項目をご記入ください。

記入漏れがある場合や必要書類の添付漏れがある場合は、申請書を受理できませんので、ご注意ください。

(5) 申請期限

福祉系高校から県社協への書類提出期限は、次のとおりです。

令和7年5月1日～6月30日【県社協必着】

※期限後に提出された申請書は受理できません。

※申請者から県社協に直接提出することはできませんので、福祉系高校への提出期限は福祉系高校にご確認ください。

4 貸付決定・交付

(1) 審査及び貸付決定

- ① 県社協が貸付の可否を決定します。
- ② 貸付の可否を貸付決定（不承認）通知書により福祉系高校を経由して申請者に通知します。

(2) 契約

- ① 福祉系高校に貸付決定者の借用証書を送付します。
- ② 福祉系高校は、貸付決定者の以下の書類をとりまとめて県社協に提出してください。

A 借用証書

- ・借受人、連帯保証人、法定代理人がそれぞれ自署・実印を押印してください。
※借受人が未成年（18歳未満）の場合、借受人の押印は実印ではなくて結構です。)
- ・収入印紙を貼付し、消印を押してください。

（10万円以下は200円、10万円超50万円以下は400円）

B 通帳の写し（借受人本人口座に限る）

※通帳アプリ利用等により紙の通帳がない場合は、アプリの画面のコピー又はキャッシュカードのコピーで差し支えありません。（金融機関名、支店名、口座名義人（カナ）のすべてがわかるもの）

※送金エラー防止のため、必ず口座名義人のカナがわかる書類を提出してください。（漢字又はアルファベットのみの表記は不可）

※金融機関へ在留資格の更新手続きや住所変更の手続きを行っていない場合、送金ができませんので、所定の手続きを忘れずに行ってください。

(3) 資金の交付

借用証書に記載された借受人本人の口座に資金を送金します。

交付は年1回で、交付時期は以下のとおりです。（P. 3参照）

- ・1年次（1回目）：概ね9月（修学準備金、介護実習費、国家試験受験対策費用）
- ・2年次（2回目）：概ね5月（介護実習費、国家試験受験対策費用）
- ・3年次（3回目）：概ね5月（介護実習費、国家試験受験対策費用）
（卒業月）：概ね3月（就職準備金）※卒業見込確認後に交付

※借用証書に不備がある場合は、資金の交付が遅くなることがあります。

5 返還の猶予・免除

（1）返還猶予申請

次の①～⑤のいずれかに該当することについて申請があり、県社協会長が認めるとときは、その事由が継続する期間、貸付金の返還債務の履行を猶予します。

また、⑥に該当する場合は、福祉系高校修学資金返還充当資金（以下「返還充当資金」という。）貸付事業に移行することとなります。

返還猶予の申請は、就職（又は進学等）してから1か月以内に、必ず提出してください。未提出の場合は返還となりますのでご注意ください。

その後も、被災、心身の故障、休職、退職し求職活動中などの事情が生じた場合は、その都度猶予申請が必要です。申請が行われない場合及び申請内容が認められない場合は、返還となります。

① 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内で介護職員等の業務^(注1)に従事しているとき

※県内で介護職員等の業務に従事した後に、本人の意思によらず人事異動等により県外等へ配属となった場合には、それらの事業所も含みます。

② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

※求職活動をしている場合や、妊娠・出産に伴い産前産後・育児休暇を取得した場合は、やむを得ない事由として、一定期間の返還猶予ができます。ただし、求職活動による猶予は最大1年間とします。

③ 貸付契約を解除された後も引き続き貸付を受けた福祉系高校に在学しているとき

④ 次年度の国家試験に合格する意思があると認められるとき（福祉系高校卒業年次の翌々年度まで）

※国家試験に不合格の場合であって、次年度の国家試験を受験し、合格する意思がある場合、申請により福祉系高校卒業年次の翌々年度までに限り、返還を猶予することができます。

⑤ 福祉系高校を卒業後、大学、専門学校等（以下、「大学等」という。）に進学した場合

※大学等入学時に下記申請書類及び在学証明書等を提出し、また在学期間中は毎年4月に在学証明書等を提出してください。

この場合、①及び⑥について「福祉系高校等を卒業した日」を「大学等を卒業した日」と読み替えることとします。

- ⑥ 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、介護職員等の業務ではなく、他の福祉分野の業務^(注2)に従事した場合

※この場合は「福祉系高校修学資金」から「返還充当資金」に貸付けを移行し、その旨を借受人及び連帯保証人あてに文書で通知します。

※移行は1人1回限りで、移行後に福祉系高校修学資金に再移行することはできません。

(注1) 「介護職員等の業務」に該当するかどうかについては、P.17を確認してください。

(注2) 該当する業務については、P.17を確認してください。

ア 申請書類

- ① 上記の①～⑤に該当するときは、以下の書類を全て提出してください。

- a 返還猶予申請書（第8号様式）（様式及び記載例はP.46～47）
- b 業務従事届（第7号様式）（様式及び記載例はP.42～45）
- c 介護福祉士登録証の写し（①の場合で就職後の初回申請時のみ）
- d 申請理由を確認するための書類

申請理由（P.7・8参照）	必要書類
①業務従事中	介護福祉士登録証の写し（就職後初回申請時のみ）
②災害	罹災証明書
②産休、育休	母子手帳の表紙の写し
②疾病、負傷	医師の診断書（傷病名、療養期間が記載されたもの）
②求職活動中	（添付書類は不要です。）
③⑤高校又は大学等在学中	学校が発行する在学証明書、成績証明書
④再受験の意思があるとき	不合格証の写し

【留意事項】

- ・介護職員等の業務従事中は毎年4月に業務従事届（第8号様式）を提出してください。

（前年度の業務状況を証明するため、4月に提出してください）

- ・返還猶予期間中に退職し他の介護保険サービス事業所に転職した場合は、住所・氏名・勤務先等変更届（第3号様式）及び業務従事届（第7号様式）を速やかに提出してください。この場合、前の職場と現在の職場の両方について、業務従事届を提出する必要があります。
- ・介護保険サービス以外の福祉分野の事業所又は施設へ転職した場合は、下記Bのとおり返還充当資金へ移行しますが、それ以外の業種や県外への転職、退職した場合は返還となります。

- ② 上記の⑥に該当するときは、次のA・Bの事情に応じて、以下の書類を全て提出してください。

A 最初の就職先が介護職員等の業務でなく、他の福祉分野の業務であるとき

- a 業務従事届（第7号様式）

b 介護福祉士登録証の写し

※返還充当資金への移行について審査の上、借受人及び連帯保証人あてに文書で通知します。決定通知書を受領後、1か月以内に以下の書類を提出してください。

c 返還猶予申請書（第40号様式）

B 当初は介護職員等の業務に従事しておりP.7の①の事由で返還猶予申請・承認済だったが、転職により、他の福祉分野の業務に従事することとなったとき

a 住所・氏名・勤務先等変更届（第3号様式）

b 業務従事届（第7号様式）転職前・転職後の両方必要です。

※返還充当資金への移行について審査の上、借受人及び連帯保証人あてに文書で通知します。決定通知書を受領後、1か月以内に以下の書類を提出してください。

c 返還猶予申請書（第40号様式）

【留意事項】

- 返還充当資金へ移行した場合、借用証書は福祉系高校修学資金貸付の借用証書をそのまま使用します。
- 返還免除に必要な業務従事期間は3年間で変わりなく、また毎年4月に業務従事届を提出いただくことも変わりませんが、変更届、業務従事届、返還免除申請書等の様式が変わります。
- この手引き本文に記載の様式番号は、福祉系高校修学資金の様式番号です。
- 返還充当資金に移行した方は、P.51以降の様式をご確認いただき、届出の際に間違いのないようご注意ください。

イ 審査・決定

申請書類を審査の上、返還猶予の可否を決定し、借受人に文書で通知します。

指定業務従事以外の理由で申請する場合の猶予期間は、最長1年間です。

（ただし事由により、再申請・再審査を経て延長できる場合があります。）

(2) 返還免除申請

次のいずれかに該当することについて申請があり、県社協会長が認めるときは、貸付金の返還債務を免除します。

- 借受人が福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において3年の間、引き続き介護職員等の業務に従事したとき
- 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することができなくなったとき

【留意事項】

- ・「3年の間」とは、在職期間が通算1,095日以上、かつ業務従事日数が540日以上とします。
- ・法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、県外において業務に従事した期間については、勤務先の所在地が県外であっても上記の期間に算入します。
- ・災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により業務に従事できない期間が生じた場合（前記5（1）の返還猶予が認められている場合）は、上記の期間には算入しないものとしますが、引き続き介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱います。

ア 申請書類

- ① 収還免除申請書（第10号様式）（様式はP.49）
- ② 業務従事届（第7号様式）（様式及び記載例はP.42～45）

イ 審査・決定

申請書類を審査の上、収還免除の可否を決定し、借受人及び連帯保証人に通知します。免除決定の場合は、借用証書を借受人に返還します。

（3）届出義務

借受人（連帯保証人）は、次に掲げる事情が発生した場合は、速やかに県社協へ届出等が必要です。

届出等がない場合、借受人及び連帯保証人あてに文書・電話で提出依頼を行うほか、貸付金を返還いただく場合がありますのでご注意ください。

ア 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他の重要な事項に変更があつたとき

- ① 住所・氏名・勤務先等変更届（第3号様式）（様式はP.37）
- ② 変更を確認するための書類
 - ・住所変更の場合……住民票（発行後3か月以内の原本、個人番号及び本籍地未記載のもの）
 - ・氏名変更の場合……戸籍謄本・抄本（発行後3か月以内の原本）
(旧姓が表示されている住民票の原本、又は運転免許証の書換で確認できる場合は運転免許証のコピーでも可)
 - ・勤務先変更の場合……退職した勤務先と現在の勤務先両方の業務従事届（第7号様式）

※介護保険サービス事業以外の勤務先へ変更の場合はP.8をご確認ください。

※連帯保証人が死亡又は破産等により保証能力を失った場合など、連帯保証人を変更する必要が生じた場合は、県社協に連絡の上、第3号様式ではなく、連帯保証人変更申請書兼連帯保証書（第3号様式の2）に必要書類を添付の上、申請してください。な

お、審査の結果、連帯保証人の変更が認められない場合があります。

イ 休学、復学、留年、転学、停学したとき

- ・休学等届（第5号様式）

※借受人が休学し又は停学の処分を受けたときは、休学し又は停学の処分が年度の全期間に及ぶ場合は、当該年度分の修学資金の貸付けを行いません。

ウ 退学したとき、貸付を辞退するとき

- ① 休学等届（第5号様式）（様式はP.40）

- ② （貸付金の交付を受けている場合）返還届（第9号様式）（様式はP.48）

エ 借受人が死亡したとき（親族又は連帯保証人は、借受人死亡届（第6号様式）に事實を確認できる書面（除籍証明書又は死亡診断書の写し）を添えて届け出てください。）

→ 次章「6　返還」も併せてご確認ください。

6　返還

（1）返還の要件

借受人が次のいずれかに該当した場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金を返還していただきます。

ア 貸付契約を解除されたとき（次章「7　契約解除」参照）

イ 福祉系高校卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行わなかったとき

ウ 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、県内において介護職員等の業務（P.17の業務）に従事しなかったとき

エ 県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき

オ 介護職員等の業務外の事由で死亡し、又は心身の故障で業務に従事できなかつたとき

（2）返還手続き

ア 提出書類

- ① 返還届（第9号様式）を速やかに提出してください。（様式はP.48）

- ② 返還しなければならない理由により、以下の書類を添付してください。

- ・福祉系高校を退学した場合・・・休学等届（第5号様式）（様式はP.40）
- ・退職又は県外へ転職等した場合・・・業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第7号様式）（様式及び記載例はP.42～45）

（退職日までの従事状況が確認できるもの）

- ・死亡の場合・・・借受人死亡届（第6号様式）（様式はP.41）及び除籍証明書又は死亡診断書の写し

- ・心身の故障の場合・・・医師の診断書

（様式は任意ですが、傷病名、傷病により就労不能であることが記載されたものを提出してください。）

イ 返還期間

- 返還開始時期は、上記6（1）ア～オの事由が発生した翌月からとなります。
返還届の提出が遅れた場合であっても、事由発生の翌月から返還開始となるため、延滞金が発生する場合がありますので、ご注意ください。
- 返還期間は、返還事由（上記6（1）ア～オ）が発生した翌月から貸付を受けた月数の2倍に相当する期間となります。
- 繰り上げ返済は可能ですが、最終返還期限までに返還が完了しない場合は、延滞元金に対し、年3%の延滞利子を徴収します。

ウ 返還方法

- 返還は、月賦、半年賦の均等払い、一括のいずれかとなります。
- 月賦又は半年賦の場合は、上記イの期間内に返還が完了するようにしてください。
- 一括の場合は、返還事由が発生した翌月末までに全額返還してください。

エ 返還決定通知の送付及び入金方法

- 返還届受領後、県社協にて確認・審査を行い、返還決定通知書を借受人及び連帯保証人あて送付します。
- 返還決定通知書に記載されている県社協の銀行口座に振り込んでください。
(振込手数料は本人負担です。借受人口座からの自動引き落としではありませんのでご留意ください。)

※月賦において、2か月以上連續して入金がない場合は、電話及び文書による督促を借受人及び連帯保証人に対して行うことがあります。
月賦で返還決定されているが、数か月分をまとめて入金したいなどの事情がある場合は、あらかじめ電話等により県社協に連絡してください。

7 契約解除

次のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。契約解除された場合は、前章「6 返還」のとおり貸付金を返還していただきます。

- ア 退学したとき
- イ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- ウ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- エ 死亡したとき
- オ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

8 よくある質問

(1) 貸付申請

Q 1 修学資金はどうしたら借りられますか。また、福祉系高校はどのように探したらよいですか。

A 1 福祉系高校入学後、在学している高校を通じて県社協に申請してください。
また、千葉県内の福祉系高校は、千葉県立松戸向陽高等学校です。
なお、個人から直接県社協へ申請することはできません。

Q 2 福祉系高校の入学前に修学資金を借りたいのですが、可能ですか。

A 2 入学前に修学資金を申請することはできません。

Q 3 貸付対象者について、世帯の収入要件はありますか。

A 3 世帯の収入要件はありません。ただし、連帯保証人となる方の要件は、年収150万円以上です。（個人事業主や年金受給者等は所得金額150万円以上）

(2) 貸付金額

Q 1 貸付金額には上限がありますが、上限額で申請する必要がありますか。

A 1 修学資金は、給付でなく貸付であることを踏まえ、連帯保証人やご家族と相談の上、必要な額を申請してください。ただし、申請後に増額することはできません。

なお、領収書等の提出は原則として必要ありませんが、内容に疑義等のある場合は確認することができますので、返還免除又は返還完了となるまで保管をお願いします。

Q 2 2年生で申請する場合でも、修学準備金の申請はできますか。

A 2 修学準備金は、入学した年度のみ対象となりますので、2年生で申請する方は修学準備金の申請はできません。（具体例はP. 3をご確認ください。）

(3) 貸付決定・交付

Q 1 貸付決定になった場合、貸付金はどのように送金されますか。

A 1 初年度は、9月以降に当該年度分を指定された借受人名義の口座に送金します。次年度以降は、5月に当該年度分を送金する予定です。(詳細は P. 6 をご確認ください。)

(4) 返還

Q 1 福祉系高校卒業後に3年間介護職員等の業務に従事した場合に貸付金の返還が免除されますが、どのような場合に返還となりますか。

A 1 福祉系高校を退学した場合や、介護職員等の業務に従事しなかった場合は、貸付金を返還していただきます。(詳細は、P. 11 をご確認ください。)

Q 2 返還となった後に計画どおりに返還しなかった場合、どうになりますか。

A 2 最終返還期限までに返還が完了しない場合は、延滞元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

(5) 福祉系高校卒業後の手続き

Q 1 国家試験に合格しましたが、卒業後に資格の登録をしなかった場合はどうなりますか。

A 1 資格の登録手続きをせずに働いていた場合は、返還猶予期間に算入できません。

また、合格後1年以上登録が無い場合は、返還対象となります。

Q 2 国家試験に不合格だった場合はどうなりますか。

A 2 国家試験に不合格の場合であって、次年度の国家試験を受験し、合格する意思がある場合、申請により福祉系高校卒業年次の翌々年度までに限り、返還を猶予することができます。

Q 3 業務従事届は毎年提出する必要がありますか。

A 3 業務従事届は就職した月と、その後、借り受けた修学資金に係る債務が消滅するまで毎年4月に提出する必要があります。提出がない場合には、返還猶予の対象となるか確認できないため、貸付金を返還していただく場合があります。

Q 4 ダブルワークで介護職員等の業務に従事しています。同じ日に2か所の事業所で勤務した場合、勤務日数を2日と数えることはできますか。

A 4 勤務日が重複している場合は1日となります。2日と数えることはできません。

Q 5 介護職員等の業務に従事しましたが、半年後に退職してしまいました。何か手続きは必要ですか。

A 5 次の仕事が決まっている場合には、住所・氏名・勤務先等変更届（第3号様式）及び転職前と転職後の勤務先の業務従事届（第7号様式）を提出してください。

次の仕事が未定で就職活動をする場合には、返還猶予申請書（第8号様式）及び退職前の勤務先の業務従事届（第7号様式）により返還猶予申請をしてください。

なお、介護職員等の業務に従事する意思がない場合は、貸付金を返還いただくこととなります。退職までの従事状況を確認するため、業務従事届（第7号様式）及び返還届（第9号様式）を提出してください。

Q 6 介護職員等の業務に2年間従事した後、退職した場合はどうなりますか。

A 6 退職後、返還免除対象業務（P.17参照）以外へ転職した場合は、全額返還となります。ただし、退職後も返還免除対象業務へ転職する場合には、Q5のとおり県社協に届け出れば返還を猶予することができます。

Q 7 転職の際、再就職までに時間がかかってしまった場合はどうなりますか。

A 7 1ヶ月以上期間が開いた場合は、返還免除到達までの期間もその期間伸びることとなります。なお、就職活動による返還猶予は最大1年間とし、1年以内に再就職できなかった場合は全額返還となります。

Q 8 介護職員等の業務から障害福祉サービスの事業所に転職しました。どのような手続きが必要ですか。

A 8 貸付けが「福祉系高校修学資金」から「福祉系高校修学資金返還充当資金(以下、「返還充当資金という。」)」に移行することとなります。

住所・氏名・勤務先等変更届(第3号様式)及び転職前と転職後の勤務先の業務従事届(第7号様式)を提出してください。

提出書類の内容を県社協で確認し、返還充当資金への移行について借受人及び連帯保証人あてに文書で通知します。

文書受領後、返還充当資金返還猶予申請書(第40号様式)を提出してください。この手続きを行うことにより、返還猶予が継続されます。

(詳細はP. 8をご確認ください。)

Q 9 大学へ進学した場合で、大学在学中にアルバイトで介護の仕事をした際は、返還免除期間に算入できますか。

A 9 算入できません。返還免除期間は、大学を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、千葉県内で介護職員等として従事した日から数えることとなります。

Q10 夜間の専門学校へ進学した場合で、昼間介護の仕事をした際は、返還免除期間に算入できますか。

A10 算入できません。返還免除期間は、専門学校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、千葉県内で介護職員等として従事した日から数えることとなります。

Q11 3年生から貸付を受けた場合でも、従事期間は3年間必要ですか。

A11 貸付を受けた期間に関わらず、返還免除には3年間介護職員等の業務に従事する必要があります。

9 参考資料

(1) 返還猶予・免除対象業務

ア 福祉系高校修学資金貸付金の返還免除対象となる「介護職員等の業務」

居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業所（同号ロに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務。

具体的には、以下の種別のサービスを実施する施設・事業所等で、介護職員その他主たる業務が介護等の業務である方をいいます。

「介護職員等の業務」には、相談業務、施設長業務は含まれません。また、障害福祉サービスの事業所は含まれません。

サービス種別	
(介護予防) 訪問介護	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
(介護予防) 訪問入浴介護	地域密着型通所介護
(介護予防) 通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
(介護予防) 通所リハビリテーション	地域密着型介護老人福祉施設
(介護予防) 短期入所生活介護	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
(介護予防) 短期入所療養介護	介護老人福祉施設
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	介護老人保健施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護療養型医療施設
夜間対応型訪問介護	第一号訪問事業
(介護予防) 認知症対応型通所介護	第一号通所事業
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	

イ 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付金の返還免除対象となる業務

昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から福祉系高校修学資金の返済免除対象業務の範囲を除いた業務。

具体的には次の業務です。（詳細は次ページ以降の別表1及び2を参照）

- ・介護保険サービス事業所における相談業務や施設長の業務
- ・介護保険サービス以外の福祉分野（障害福祉分野、児童福祉分野等）の事業所又は施設における介護業務（直接支援）や相談業務、施設長の業務

別表 1

社会福祉士（相談援助の業務）

No.	免除対象施設等	職 種
1-1	保健所	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー、心理判定員
1-2	児童相談所	児童福祉司、児童心理司、受付相談員、相談員、電話相談員、児童指導員、保育士
1-3	母子生活支援施設	母子支援員、少年を指導する職員、個別対応職員、自立支援担当職員
1-4	児童養護施設	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、里親支援専門相談員、自立支援担当職員
1-5	障害児入所施設、障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターに限る）	児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、心理担当職員
1-6	児童心理治療施設	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員
1-7	児童自立支援施設	児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、自立支援担当職員
1-8	児童家庭支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員
1-9	里親支援センター	里親制度等普及促進担当者、里親等支援員、里親研修等担当者、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員、養親等相談支援員
1-10	障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターを除く）	児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員（心理担当職員に限る）、訪問支援員（保育士、児童指導員、心理担当職員に限る）、指導員、障害福祉 サービス経験者
1-11	障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員、相談支援員
1-12	病院、診療所	退院後生活環境相談員又は 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
1-13	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー
1-14	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
1-15	精神保健福祉センター	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー、心理判定士
1-16	救護施設、更生施設	生活指導員

No.	免除対象施設等	職種
1-17	福祉事務所	指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事（老人福祉指導主事）、現業を行う所員（現業員）、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事）、家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員）、面接相談員、女性相談支援員、母子・父子自立支援員、就労支援員、被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
1-18	女性相談支援センター	相談支援員、心理支援員、女性相談支援員
1-19	女性自立支援施設	入所者の自立支援を行う職員
1-20	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー
1-21	養護老人ホーム	生活相談員
	特別養護老人ホーム	生活相談員
	軽費老人ホーム（都市型含む）	生活相談員、主任生活相談員、入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員
	老人福祉センター	相談・指導を行う職員
	老人短期入所施設	生活相談員
	老人デイサービスセンター	生活相談員
	老人介護支援センター	相談援助業務を行っている職員
1-22	母子・父子福祉センター	母子・父子の相談を行う職員
1-23	指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設	生活相談員、支援相談員、介護支援専門員
	介護医療院、指定介護療養型医療施設	介護支援専門員
1-24	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員
1-25	障害者支援施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者
1-26	地域活動支援センター	指導員
1-27	福祉ホーム	管理人
1-28	障害福祉サービス事業	生活支援員、職業指導員（相談援助を行う場合に限る）、就労支援員、サービス管理責任者、就労定着支援員、地域生活支援員
1-29	一般相談支援事業	相談支援専門員
1-30	特定相談支援事業	相談支援専門員、相談支援員

No.	免除対象施設等	職種
2-1	授産施設、宿所提供的施設	指導員
2-2	乳児院	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員
2-3	有料老人ホーム	生活相談員
2-4	指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員、計画作成担当者
2-5	身体障害者更生援護施設	生活支援員、指導員
2-6	精神障害者社会復帰施設	精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員、管理人
2-7	知的障害者援護施設	生活支援員
2-8	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員
2-9	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
2-10	都道府県社会福祉協議会	日常生活自立支援事業実施要領 5(1)に規定する専門員、相談援助業務を行っている職員
2-11	市町村社会福祉協議会	社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱 2 に規定する福祉活動専門員、その他相談援助を行っている職員、日常生活自立支援事業実施要領 5(1)に規定する専門員、その他相談援助を行っている職員
2-12	児童デイサービス事業を行う施設	相談援助業務を行う職員
2-13	医療型児童発達支援を行う施設	児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）
2-14	指定発達支援医療機関	児童指導員、保育士
2-15	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 1 号に規定する施設	相談援助業務を行っている指導員、ケースワーカー
2-16	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員
2-17	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 3 条に規定する刑事施設、少年院、少年鑑別所	刑務官、法務教官、法務技官（心理）、福祉専門官
2-18	地方更生保護委員会、保護観察所	保護観察官、社会復帰調整官
2-19	更生保護施設	補導主任、補導員、福祉職員、薬物専門職員
2-20	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
2-21	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員
2-22	児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員、個別対応職員、自立支援担当職員
2-23	子育て短期支援事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、及び保育所等	相談援助業務を行っている職員
2-24	母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員

No.	免除対象施設等	職 種
2-25	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
2-26	利用者支援事業実施要綱に基づく利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
2-27	母子・父子自立支援プログラム策定事業を行っている施設	母子・父子自立支援プログラム策定員
2-28	就業支援専門員配置等事業を行っている施設	就業支援専門員
2-29	重症心身障害児(者)通園事業を行う施設	児童指導員、保育士
2-30	点字図書館、聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員
2-31	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
2-32	障害福祉サービスのうち療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設	相談援助業務を行っている職員
2-33	整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設	児童指導員、保育士
2-34	整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する重症心身障害児施設	児童指導員、保育士、心理指導を担当する職員
2-35	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第25条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第3条に規定する相談支援専門員	
2-36	身体障害者自立支援を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
2-37	日中一時支援、障害者相談支援事業、障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
2-38	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター、地域移行推進員
2-39	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター、地域移行推進員
2-40	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
2-41	アウトリーチ支援を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）

No.	免除対象施設等	職種
2-42	指定通所介護、基準該当居宅サービスに該当する通所介護、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護、指定短期入所生活介護、基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、第一号通所事業を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く）	生活相談員
2-43	指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	支援相談員
2-44	指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
2-45	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者
2-46	指定認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設（老人デイサービスセンターを除く）	生活相談員
2-47	指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員
2-48	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員、介護支援専門員
2-49	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員
2-50	介護予防支援事業を行っている事業所、第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
2-51	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業を行っている生活支援ハウス	生活援助員
2-52	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業を行っている高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等	相談援助業務を行っている生活援助員
2-53	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員
2-54	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
2-55	就労支援事業を行っている事業所	就労支援員

No.	免除対象施設等	職種
2-56	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている専任の職員
2-57	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
2-58	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
2-59	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
2-60	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
2-61	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
2-62	「平成 21 年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）の運営について」別添 1に基づく自立相談支援機関、同通知別添 4 に規定する家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計相談支援員
2-63	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関、生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所、生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、就労支援準備担当者、家計改善支援員
2-64	地域居住支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員
2-65	被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
2-66	発達障害者支援センター	発達障害者支援センター運営事業実施要領に規定する 相談支援を担当する職員、就労支援を担当する職員
2-67	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
2-68	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー、職場適応援助者
2-69	第 1 号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第 1 号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
2-70	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律（旧法）第 27 条に規定する障害者雇用支援センター	旧法第 28 条第 1 号、第 2 号及び第 7 号に規定する業務を行う職員
2-71	改正前の雇用保険法施行規則第 118 条の 3 第 6 項に規定する障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
2-72	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者、就業支援担当者、主任職場定着支援担当者、生活支援担当職員
2-73	公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター、障害学生等雇用サポーター

No.	免除対象施設等	職種
2-74	スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
2-75	難病相談支援センター	難病相談支援員
2-76	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
2-77	子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員
2-78	改正前の母子保健法第22条に規定する母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
2-79	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員
2-80	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員
2-81	成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員
2-82	基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員
2-83	家庭裁判所	家庭裁判所調査官
2-84	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員
2-85	医療的ケア児支援センター	医療的ケア児等コーディネーター
2-86	日常生活支援住居施設	生活支援員、生活支援提供責任者
2-87	産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員
2-88	配偶者暴力相談支援センター	女性相談支援員
2-89	若年被害女性等支援事業を行っている事業所	相談援助業務又は自立支援を行っている職員
2-90	養育支援訪問事業を行っている事業所	訪問支援者
2-91	児童厚生施設（児童遊園を除く）	相談援助業務を行っている者
2-92	親子再統合支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員
2-93	社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所	支援コーディネーター、生活相談支援員、就労相談支援員
2-94	妊産婦等生活援助事業を行っている事業所	支援コーディネーター、母子支援員
2-95	子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所	訪問支援員
2-96	児童育成支援拠点事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員
2-97	こども家庭センター	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員、母子保健に関する各種の相談に応ずる職員、統括支援員
2-98	地域子育て支援機関	相談支援業務を行っている職員
2-99	施行規則第2条第1号から第13号まで及び上記1~98までに定められている施設以外で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設	当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

別表2

介護福祉士（介護等の業務）

No.	免除対象施設等	職種
1	障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター、障害児入所施設（整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む）及び指定発達支援医療機関	利用者の保護に直接従事する職員（職業指導員、心理担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
2	身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設）、地域活動支援センターを行う事業所、障害者支援施設	主たる業務が介護等である者
3	救護施設、更生施設	介護職員
4	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム	介護職員
5	障害福祉サービス事業のうち共同生活介護を行う事業者	主たる業務が介護等である者
6	障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を行う事業所	主たる業務が介護等である者
7	児童デイサービスを行う事業所	主たる業務が介護等である者
8	指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、第一号訪問事業	訪問介護員等
9	指定訪問看護、指定介護予防訪問看護	看護業務の補助を行う者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
10	指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、第一号通所事業を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く）	介護職員
11	指定訪問入浴介護、指定介護予防訪問入浴介護	介護職員
12	指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	訪問介護員等
13	指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員
14	指定認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設（老人デイサービスセンターを除く）	介護職員
15	指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護	介護従業者
16	指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護	介護従業者
17	指定看護小規模多機能型居宅介護	介護従業者
18	指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	介護職員
19	指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	介護職員

No.	免除対象施設等	職種
20	指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホームを除く）	介護職員
21	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設	主たる業務が介護等の業務である者
22	サービス付き高齢者向け住宅	主たる業務が介護等の業務である者
23	指定介護療養型医療施設であって、療養病床等により構成される病棟又は診療所	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
24	介護医療院	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
25	「老人病棟老人入院基本料（1～4）」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」、「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等	看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
26	病院又は診療所	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
27	訪問看護事業所	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
28	国立ハンセン病療養所等	介護職員等主たる業務が介護等の業務である者
29	一	家政婦のうち、主たる業務が介護等の業務である者
30	労災特別介護施設	介護職員
31	重症心身障害児（者）通園事業を行う施設	入所者の保護に直接従事する職員（施設長、医師、看護師及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く）
32	在宅重度障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
33	知的障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
34	身体障害者自立支援、生活サポートを行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
35	移動支援事業、日中一時支援、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
	訪問入浴サービス	介護職員
36	地域福祉センター	主たる業務が介護等の業務である者
37	原子爆弾被爆者養護ホーム	介護職員
38	原子爆弾被爆者デイサービス事業、原子爆弾被爆者ショートステイ事業を行っている施設	介護職員
39	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
40		介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

（上記の表についての詳細は、『令和6年7月3日付け社援発0703第1号厚生労働省社会・援護局長通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」別添1及び別添2』を参照してください。）

(2) 様式一覧

ア 福祉系高校修学資金

使用するとき	様式番号	様式名	ページ
貸付申請するとき	第1号様式	福祉系高校修学資金貸付申請書	29
		(記載例)	31
貸付申請するとき		個人情報の取扱いについて	33
県外在住者が申請するとき		誓約書	35
貸付申請するとき	第2号様式	推薦状（福祉系高校が作成）	36
借受人及び連帯保証人の住所・氏名・連絡先・勤務先等の変更があったとき	第3号様式	住所・氏名・勤務先等変更届	37
連帯保証人の変更を申請するとき	第3号様式の2	連帯保証人変更申請書兼連帯保証書	38
貸付契約するとき	第4号様式	福祉系高校修学資金 借用証書	—
・休学、復学、留年、停学、退学するとき、 ・貸付けを辞退するとき	第5号様式	休学等届	40
借受人が死亡したとき	第6号様式	借受人死亡届	41
・返還猶予の申請をするとき ・毎年の従事状況を報告するとき ・勤務先の変更があったとき ・休職又は退職したとき ・返還免除の申請をするとき	第7号様式	業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）	42
(記載例)		44	
返還猶予の申請をするとき	第8号様式	返還猶予申請書	46
		(記載例)	47
・貸付辞退するとき ・貸付金を返還するとき	第9号様式	返還届	48
返還免除の申請をするとき	第10号様式	返還免除申請書	49
振込口座を変更するとき	第11号様式	振込口座変更申請書	50

イ 福祉系高校修学資金返還充当資金

使用するとき	様式番号	様式名	ページ
借受人及び連帯保証人の住所・氏名・連絡先・勤務先等の変更があったとき	第36号様式	住所・氏名・勤務先等変更届	51
連帯保証人の変更を申請するとき	第36号様式の2	連帯保証人変更申請書兼連帯保証書	52
貸付辞退するとき	第37号様式	辞退届	54
借受人が死亡したとき	第38号様式	借受人死亡届	55
・返還猶予の申請をするとき ・毎年の従事状況を報告するとき ・勤務先の変更があったとき ・休職又は退職したとき ・返還免除の申請をするとき	第39号様式	業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）	56
返還猶予の申請をするとき	第40号様式	返還猶予申請書	58
貸付金を返還するとき	第41号様式	返還届	59
返還免除の申請をするとき	第42号様式	返還免除申請書	60

第1号様式

(申請希望者⇒高等学校⇒県社協)

収入印紙
200円

福祉系高校修学資金貸付申請書

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長様

下記のとおり福祉系高校修学資金を借り入れたく申請します。
また、記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。
なお、卒業後の従事業務により福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業の貸付契約へ移行することを予め同意します。

※県社協記入欄(記入しないこと)

申込年月日		令和 年 月 日			顔写真貼付 縦4cm×横3cm 6ヶ月以内に撮影 正面を向き脱帽 背景や影がない 鮮明な写真
高 等 学 校 名					
高 等 学 校	学 科 コ ー ス 名				
	入 学 年 月	年 月	第 学 年	卒 業 予 定 年 月	年 月
フ リ ガ ナ			男 ・ 女	生 年 月 日	□昭和 年 月 日 □平成 (西暦 年) (歳)
申 請 者 氏 名	印 ※①				
現 住 所	〒 一			電 話	— —
				携 帯	— —
本 人 の 履 歴	学 歴			職 歴	
	年 月	中学校卒		年 月	
	年 月			年 月	
	年 月			年 月	
借 用 を 希 望 す る 期 間 と 金 額	借用希望期間: 年 月 から 年 月 まで				
	① 修学準備金	入学年 円 (3万円以内) (入学金、授業料を除く)			
	② 介護実習費	1学年 円 (3万円以内)			
		2学年 円 (3万円以内)			
		3学年 円 (3万円以内)		②合計	円
	③ 国家試験受験対策費用	1学年 円 (4万円以内)			
		2学年 円 (4万円以内)			
		3学年 円 (4万円以内)		③合計	円
	④ 就職準備金	卒業年 円 (20万円以内)			
(総額①+②+③+④) 円					
卒 業 後 の 希 望 就 職 先 ※②	第一希望		第二希望		
他 の 貸 付 金 ・ 奨 学 金 等 の 利 用 状 況	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 【名称】() 【現在の状況】 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 返済中 <input type="checkbox"/> その他 ()				
※他の都道府県による福祉系高校修学資金を利用している場合、また、使途(入学金を除く入学に必要な費用、実習費、受験対策にかかる費用、就職の準備に必要な費用)が重複する公的な貸付事業を利用している場合については、併用が出来ません。					

(備考) ※①・印鑑登録証明書と同一の印を押印すること。

※②・卒業後の希望就職先欄には施設の種別等を記入すること。

※③・□には該当するものに✓を入れること。

借入理由						

世帯状況と収入	No.	氏名	続柄	年齢	職業(勤務先・学校)	平均月収(手取り)	備考
	1		本人	歳		円	
	2			歳		円	
	3			歳		円	
	4			歳		円	
	5			歳		円	
	6			歳		円	

連帯保証人についての記入欄(必ず連帯保証人自身が記入のこと)

上記の申請に対し、連帯して福祉系高校修学資金の債務を保証します。
 また、私は記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。
 なお、卒業後の従事業務により福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業の貸付契約へ移行することを予め同意します。

申込年月日	令和年月日
-------	-------

連 帯 保 証 人	フリガナ	印※①	男 ・ 女	生年月日	□昭和年月日	
	氏名				□平成(西暦年)	
	本人との関係				(歳)	
	住所	〒	電話	—		
		—	携帯	—		
	勤務先等	名称				
		所在地	〒	—	電話	()
年収(税込額)	円	雇用形態	□正規	□臨時	□パート	□その他()
備考						

(申請者が未成年の場合は親権者(連帯保証人が父親の場合は母親)又は後見人の同意を得ること。)

同 意 書

申請者が福祉系高校修学資金の貸付を申請することについて同意します。

令和年月日

親権者又は後見人

住所

氏名

申請者との続柄

印※①

添 付 書 類	チェック	申請者並びに連帯保証人が本申請書と併せて添付する書類	申請者本人	連帯保証人
	<input type="checkbox"/>	住民票(※発行してから3か月以内のもの。連帯保証人と同一世帯の場合は1通で可)	◎	◎
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証明書(※発行してから3か月以内のもの)※親権者又は後見人も必要です	◎	◎
	<input type="checkbox"/>	個人情報の取り扱いについて	◎	◎
	<input type="checkbox"/>	誓約書(県外に住所のある申請者のみ提出)	◎	
	<input type="checkbox"/>	顔写真付き身分証明書の写し(パスポート、学生証等)	◎	◎
	<input type="checkbox"/>	直近の所得金額を証する書類(確定申告書(控)の写し、源泉徴収票の写し等)		◎

記入例

第1号様式

(申請希望者⇒高等学校⇒県社協)

- 1 本制度は給付ではなく貸付です。御家族や高校の先生とよく相談の上、申請してください。
 2 申請書や提出書類等に不備や記入漏れ等がある場合は、再提出を依頼することがあります。
 3 必ず黒のボールペンを使用（消えるボールペンは使用不可）し、自筆で丁寧に記入してください。

収入印紙
200円

福祉系高校修学資金貸付申請書

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長様 連帯保証人が200円の収入印紙を貼付し消印すること

下記のとおり福祉系高校修学資金を借り入れたく申請します。
 また、記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。
 なお、卒業後の從事業務により福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業の貸付契約へ移行することを予め同意します。

申込年月日 令和 年 月 日

顔写真貼付
縦4cm×横3cm
6ヶ月以内に撮影
正面を向き脱帽
背景や影がない
鮮明な写真

※県社協記入欄（記入しないこと）

貸付コード番号			貸付開始年月日	令和 年 月		
高等 学 校	高等 学 校 名					
	学科 コース 名					
	入学 年 月	年 月	第 学 年	卒 業 予 定 年 月	年 月	
フ リ ガ ナ	印鑑登録証明書と同一の印で押印すること		男・女	生年月日	□昭和 年 月 日	
申 請 者 氏 名	印		西暦と和暦を併記すること	年	(歳)	
現 住 所	〒	西暦と和暦を併記すること			携 帯	職 歴
本 人 の 履 歴	建物名、部屋番号等を必ず記入すること 県外在住者の場合は、誓約書を併せて提出すること			年 月 例 7ヶ月(週3回)		
	年 月	在職中の場合、雇用形態と勤務日数を明記すること			年 月	例 7ヶ月(週3回)
	年 月				年 月	例 7ヶ月(週3回)
借 用 を 希 望 す る 期 間 と 金 額	借用希望期間： 年 月から 年 月まで					
	① 修学準備金	申請する年度から卒業年度までの期間とし、 <u>遅りでの申請はできません。</u> また、 <u>審査の結果によっては、御希望に添えない場合があります。</u>				
	② 介護実習費					
	2学年 円 (3万円以内)					
	3学年 円 (3万円以内) ②合計 円					
	③ 国家試験受験対策費用	1学年 円 (4万円以内)				
	2学年 円 (4万円以内)					
	3学年 円 (4万円以内) ③合計 円					
	④ 就職準備金	卒業年 円 (20万円以内)				
(総額①+②+③+④) 千葉県内の希望就職先を記入すること						
卒 業 後 の 希 望 就 職 先 *④	第一希望		第二希望			
他 の 貸 付 金 ・ 奨 学 金 等 の 利 用 状 況	□なし	利用（申請）している場合は必要事項を記入し、利用状況が把握できる書類を添付すること ※併用不可				
	□あり [名称] ()	【現在の状況】 □申請中 □利用中 □返済中				

(備考) ※①…印鑑登録証明書と同一の印を押印すること。

※②…卒業後の希望就職先欄には施設の種別等を記入すること。

※③…□には該当するものに✓を入れること。

借入理由		借入理由については、修学生本人が自身の言葉で 具体的に記述すること					
<p>(借入理由の記入例)</p> <p>我が家では弟が私立中学に通っており、私が高校に通うための学費を支払う経済的な余裕がないため、福祉系高校修学資金の借り入れを希望します。在学中は介護福祉士資格取得に向けて努力を惜しまず頑張りたいです。</p> <p>そして、資格取得後は千葉県内の介護施設に就職し、介護職員として働きたいと思っています。</p>							
世帯状況と収入	No.	氏名	続柄	年齢	職業(勤務先・学校)	平均月収(手取り)	
	1		本人	歳		円	
	2			歳		円	
	3			歳		円	
	4			歳		円	
	5			歳		円	
生計を一つにする者を記載すること							
<p>連帯保証人についての記入欄 (必ず連帯保証人が記入のこと)</p> <p>上記の申請がある者は、家計に生活費として納めている金額を記入すること</p> <p>また、私は</p> <p>なお、卒業後の従事業務により福祉系高校修学資金返済充当資金貸付事業の貸付契約へ移行することを予め同意します。</p>							
連帯保証人	フリガナ		男・女	生年月日	□昭和 年月日		
	氏	印鑑登録証明書と同一の印を押印すること			印※	□平成(西暦年)	(歳)
	本人との関係				電話	— —	
	住所		〒 —		携帯	— —	
	勤務先等	名称					
		所在地	〒 —	電話 ()			
年収(税込額)		円	雇用形態	□正規 □臨時 □パート □その他()			
備考							

(申請者が未成年の場合は親権者(連帯保証人が父親の場合は母親)又は後見人の同意を得ること。)

同意書

申請者が福祉系高校修学資金の貸付を申請することについて同意します。

令和 年 月 日

親権者又は後見人印
印鑑登録証明書と同一の印を押印すること

住所
氏名
申請者との続柄
印※

添付している書類に✓を入れてください。

添付書類	申請者並びに連帯保証人が本申請書と併せて添付する書類	申請者本人	連帯保証人
<input type="checkbox"/>	住民票(※発行してから3か月以内のもの。連帯保証人と同一世帯の場合は1通で可)	◎	◎
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証明書(※発行してから3か月以内のもの)※親権者又は後見人も必要です	◎	◎
<input type="checkbox"/>	個人情報の取り扱いについて	◎	◎
<input type="checkbox"/>	誓約書(県外に住所のある申請者のみ提出)	◎	
<input type="checkbox"/>	顔写真付き身分証明書の写し(パスポート、学生証等)	◎	◎
<input type="checkbox"/>	直近の所得金額を証する書類(確定申告書(控)の写し、源泉徴収票の写し等)		◎

「介護福祉士修学資金等貸付事業」、「福祉系高校修学資金貸付事業」及び
「介護分野就職支援金貸付事業」の申込・利用にあたって

個人情報の取扱いについて

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

千葉県社会福祉協議会（以下、本会）における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」および「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」に基づいて「社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 個人情報保護規程」および「千葉県社会福祉協議会におけるコンピュータ情報システムの運用管理に関する規程」を定めています。介護福祉士修学資金等貸付事業、福祉系高校修学資金貸付事業及び介護分野就職支援金貸付事業（以下、本事業）においても各規程にのっとって下記のとおり運用していますのでお知らせします。

1 個人情報の利用目的

本事業の円滑な実施のため、貸付・返還の状況や就学・就業の状況等について正確に把握するとともに、適切な債権管理を目的に、本事業に必要な個人情報を取得し、本事業に必要な範囲で利用します。

2 個人情報の取得について

本会は、本事業の貸付に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得します。

3 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は上記1による利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、下記のとおり第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

なお、返還開始後において、連帯保証人に対して、住所及び電話番号等借受人等の個人情報を提供することができます。

① 各介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設、介護福祉士実務者研修施設、福祉系高校

貸付の決定、貸付の停止、返還猶予・免除等について、借受人等（借入申込者、連帯保証人、その他の関係者を含みます。以下、同じ。）の情報全般について提供します。

②業務従事先の社会福祉施設等

返還猶予・免除等に関わる業務従事の事実確認のために、借受人の情報について提供・照会することができます。

③他の都道府県・市区町村社会福祉協議会および全国社会福祉協議会

重複貸付や不正借受防止のため、本県以外の都道府県へ転出・転入した借受人等の情報、および県外に居住している関係者の情報について提供し、提供を受けます。

④関係行政機関

借受人等の氏名、住所及び生年月日等に係る情報、収入額、所有額及び資産の保有状況に係る情報、納税に係る情報、生活保護、児童扶養手当等公的な扶助の受給状況、その他必要な情報を提供し、または提供を受けます。また、転居した場合の事実確認などのために転入出先市区町村へ個人情報の提供・照会をすることがあります。

⑤各種金融機関

貸付金の交付および返還金の払込・口座振替において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行うことがあります。

⑥その他の関係機関

必要に応じて、貸付内容に関係する各機関に事実確認のために情報の提供をし、または提供を受けることがあります。

4 個人情報の本事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外に利用すること、および上記3による場合を除き、第三者への提供は行いません。なお、借受人等相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報を提供することは、これに該当しないものとします。

ただし、下の例による場合など、本会規程に基づく場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業目的以外への利用、第三者への提供をすることがあります。

- ・弁護士法にもとづいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合

- ・火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
- ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合

5 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し個人データとして本事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。

個人データを管理する情報システムについては、本会福祉人材確保・定着推進部福祉人材センター班長をシステム管理責任者とし、コンピュータを使用する業務およびその業務担当者について管理しています。また、コンピュータの保守について委託している業者との間で個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。

なお、返還・免除が完了した貸付にかかる個人情報については、返還・免除が完了した年度の終了後10年が経過した時点で、破棄または削除します。

6 個人情報の本人への開示について

本会が管理する個人データ（本会個人情報保護規程による「保有個人データ」に限る）について、その開示の申し出がされた場合には、身分証明書等により本人であることの確認をした上で申し出をした本人の個人情報について開示します。

ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合、本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。また、開示の方法等については本会規程に定めていることによるものとします。

7 本会職員等の義務について

本会の職員（職員であったものを含む）は業務によって知り得た個人情報について、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的のために使用したりしません。

8 苦情対応窓口について

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があった時には迅速・適切に対応いたします。もし、本会事業にかかわって苦情がある場合は、下記の苦情対応担当までお申し出ください。

苦情受付責任者：福祉人材確保・定着推進部長

苦情受付担当：福祉人材確保・定着推進部 資金貸付班長

住所：千葉県千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター1階 電話：043-306-7571 FAX：043-306-1281

千葉県社会福祉協議会会長 様

令和 年 月 日

私は、千葉県社会福祉協議会の貸付資金申請に際し、上記「個人情報の取扱いについて」を承認のうえ同意します。

申 請 者 住 所

氏 名

印

連帯保証人 住 所

氏 名

印

法定代理人 住 所

氏 名

印

法定代理人 住 所

氏 名

印

※申請者、連帯保証人、法定代理人（申請者が未成年（17歳以下）の場合のみ）各々について自署又は記名押印し、期日を記入してください。

※申請者が未成年の場合には、法定代理人の自署又は記名押印の上、同意を得てください。

誓 約 書

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

私は、福祉系高校修学資金の貸付申請にあたり、福祉系高校修学資金貸付規程及び福祉系高校修学資金貸付運営要領に基づいて学業に専念し、卒業後は介護福祉士の登録を行い、千葉県内の社会福祉施設等において介護職員等の業務に従事するとともに、届出その他の業務についても誠実に履行することを誓約します。

また、万が一、貸付けを受けた修学資金の返還債務が生じた場合は、返還期限までに確実に返還いたします。

なお、連帯保証人は、借入申込者と連帯して返還の債務を負担いたします。

令和 年 月 日

(借入申込者)	住 所	_____
	電話番号	— —
	氏 名	_____ 印
	生年月日	年 月 日

(連帯保証人)	住 所	_____
	電話番号	— —
	氏 名	_____ 印
	生年月日	年 月 日

<借入申込者との関係 : >

上記の内容について相違なく確認しました。

令和 年 月 日

高等学校名

代表者職氏名

印

※借入申込者及び連帯保証人は、印鑑登録証明書と同一の印を押印してください。

第2号様式

(高等学校⇒県社協)

推 薦 状

年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

高等学校の所在地

電話 ()

高等学校の名称

高等学校の長の職及び氏名

印

下記の者は、福祉系高校修学資金の貸付けを受ける者として適当であると認められるので、推薦いたします。

学科・課程・コース	
学 年	
氏 名	
所 見 (人物・成績等)	
推 薦 理 由	
推 薦 順 位	位 / 人中

第3号様式

(借受人⇒(高等学校)⇒県社協)

住所・氏名・勤務先等変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

〒 -

届出者 住 所
氏 名

印

福祉系高校修学資金の(借受人・連帯保証人)について次のとおり変更を届け出ます。

1 借受人 (※福祉系高校修学資金の貸付けを受けた者)

貸付番号			
新	旧	新	旧
住 所 及 び 電 話 番 号	〒 - TEL () -	〒 - TEL () -	
フ リ ガ ナ			
氏 名			
勤務先等	名 称		
勤務先等	所在地及び 電 話 番 号	〒 - TEL () -	〒 - TEL () -

2 連帯保証人

新	旧		
フ リ ガ ナ			
氏 名			
借受人との関係			
生年月日	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)	
住 所 及 び 電 話 番 号	〒 - TEL () -	〒 - TEL () -	
勤務先等	名 称		
勤務先等	所在地及び 電 話 番 号	〒 - TEL () -	〒 - TEL () -
年 収	(税込み額)	円	(税込み額)
変 更 理 由			

※変更のあった事項について、新旧両方の欄に記入すること。

※住民票等の変更事項を証する書類を添付のこと。

※届出者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

※連帯保証人を別の個人に変更する場合は、第3号様式の2により申請すること。

第3号様式の2

連帯保証人変更申請書兼連帯保証書

収入印紙
200円

連帯保証人変更申請書

年 月 日

千葉県社会福祉協議会会長 様

貸付番号

借受人住所

氏名

印

電話番号

下記のとおり、連帯保証人を変更したいので、必要書類を添えて申請します。

記

変更後連帯保証人	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
	住 所	〒 —	電話番号 ()	
	本人との 関 係			
	職 業		年 収	
変更前連帯保証人氏名				
変 更 理 由				

連 帯 保 証 書

年 月 日

千葉県社会福祉協議会会長 様

連帯保証人 住 所

氏 名

印

電話番号

福祉系高校修学資金の貸付金については、借受人 _____と連帯して、その返還について責任を負います。

※申請にあたっては裏面の留意事項を確認の上、必要書類を添付してください。

留意事項

- 借受人、連帯保証人ともに実印を押印してください。
- 200円の収入印紙を貼付し、借受人又は新連帯保証人により消印を押印してください。
- 必要書類が提出されない場合は、審査ができないため、変更が認められません。
- 審査の結果、変更が認められない場合がありますのでご了承ください。
- 変更が認められない場合でも、本書は返却しませんのでご了承ください。
- 以下の書類を添付してください。
 - ①住民票（3か月以内に発行された原本。個人番号及び本籍地未記載のもの）
 - ②顔写真付き身分証明書の写し（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）
 - ③直近の所得金額を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書の写し、住民税課税証明書等）
 - ④在留カードの写し（両面）（日本国籍を有していない場合のみ）
 - ⑤印鑑証明書（3か月以内に発行された原本）

第5号様式

(借受人⇒高等学校⇒県社協)

休 学 等 届

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

届出者 住 所
届出者 氏 名

印

次のとおり届け出ます。

届 出 事 項	休学・復学・転学・停学・退学・留年・辞退
貸 付 番 号	
修 学 生 の 氏 名	
届出者との関係	
高 等 学 校 名	
届 出 事 項 の 発 生 年 月 日	年 月 日
届 出 理 由	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

高等学校名
学校長名

印

※届出者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

第6号様式

(親族等 ⇒ (高等学校) ⇒ 県社協)

借受人死亡届

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

親族・連帯保証人 住 所 テ -

氏 名 印

(借受人との関係)

福祉系高校修学資金の貸付けを受けた次の者が死亡したので、証明書類を添えて届け出ます。

貸付番号						
死亡者の氏名						
高等学校名						
修学生であつた期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
就業等の状況	所在地					
	名称					
期間	年	月	から			
	年	月	まで(年	箇月))
死亡年月日	年	月	日			

※除籍証明書（又は死亡診断書の写）を添付すること。

※親族（連帯保証人）は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

**業務従事届
(現況報告書・業務従事期間証明書)**

令和 年 月 日

貸付番号			
住所及び連絡先	〒 -		
	電話 () E-mail	／携帯電話 () @	
フリガナ	生年月日		
氏名	年月日(歳)		

下記のとおり指定施設等で指定の業務に従事して（いた・いる）ので、次のとおり届け出ます。

届出事由	<input type="checkbox"/> 就職・転退職 <input type="checkbox"/> 定期報告（令和 年3月31日現在）		
業務従事先の法人名 施設・事業所名称			
	介護保険の事業所番号 (認定コード)	□□□□□□□□□□	
業務従事先の所在地及び電話番号	〒 - 電話 ()		
施設・事業所種別			
分野	介護分野・障害福祉等福祉分野・その他()		
従事内容	従事期間	年 月 日から 年 月 日までの	年 箇月間 / 現在まで
	雇用形態	正職員・非常勤職員・パートまたはアルバイト・その他()	
	業務内容	介護業務・その他()	
	職種		
	休職期間等の勤務中断期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	勤務中断理由		

*休職期間等の勤務中断期間は、返還免除に必要な業務従事期間に算入できません。

*「パートまたはアルバイト」として勤務した方は、必ず裏面の「従事日数内訳書」もあわせて御記入ください。

上記のとおり従事して（いた・いる）ことを証明いたします。

年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

業務従事先の施設名

代表者（管理者）の職氏名

印

※進学した場合は従事先の証明不要。進学先の学校の在籍証明書を添付すること。

裏面

パートまたはアルバイトとして勤務した方は、「従事日数内訳書」の記入が必要です。
同一期間内に複数の事業所で勤務した場合は、それぞれの事業所ごとに提出していただく必要があります。

従事日数内訳書

令和 年 月 日

貸付番号			
	〒 一		
住所及び連絡先	電話 ()	携帯電話 ()	
	E-mail @		
フリガナ			生年月日
氏名			年月日(歳)

下記のとおり、指定施設等においてパートまたはアルバイトとして介護業務等に従事しました。

業務従事先の法人名 施設・事業所名称			
業務従事先の所在地及び電話番号	〒 一		
	電話 ()	(介護業務等に従事した日に○をつけてください。)	

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
年月																															日	
年 4 月																															日	
年 5 月																															日	
年 6 月																															日	
年 7 月																															日	
年 8 月																															日	
年 9 月																															日	
年 10 月																															日	
年 11 月																															日	
年 12 月																															日	
年 1 月																															日	
年 2 月																															日	
年 3 月																															日	
年月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
日																																

* この様式で証明を得ることが難しい場合は、施設・事業所の出勤簿等の写しに代えることができます。

合計 日

上記のとおり従事して(いた・いる)ことを証明いたします。

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

業務従事先の施設名
代表者(管理者)の職氏名

印

記入例

第7号様式（借受人⇒県社）

原則、毎年3月31日時点までの従事状況を、4月末までに提出すること
勤務先が変更となった場合は、旧職場の離職日までと、新職場の勤務開始日から現在までについて、それぞれ提出すること（※パート・アルバイトの方のみ裏面も記入）

業務従事届 (現況報告書・業務従事期間証明書)

令和 年 月 日

貸付番号			
住所及び連絡先	〒 一 電話 () /携帯電話 () E-mail @		
			生年月日
氏名			年月日(歳)

下記のとおり指定施設等で指定の業務に従事して（いた・いる）ので、次のとおり届け出ます。

届出事由		<input type="checkbox"/> 就職・転退職 <input type="checkbox"/> 定期報告（令和 年3月31日現在）						
業務従事先の法人名 施設・事業所名称								
		介護保険の事業所番号 (認定コード) _____						
業務従事先の所在地及び電話番号		〒 一 電話 ()						
施設・事業所種別								
分野		介護分野・障害福祉等福祉分野・その他()						
従事内容	従事期間	年 月 日から 年 月 日までの	年	箇月間	/	現在まで		
	雇用形態	正職員・非常勤職員・パートまたはアルバイト・その他()						
	業務内容	介護業務・その他()						
	職種							
	休職期間等の勤務中断期間	年 月 日から 年 月 日まで						
	勤務中断理由							

*休職期間等の勤務中断期間は、返還免除に必要な業務従事期間に算入できません。

*「パートまたはアルバイト」として勤務した方は、必ず裏面の「従事日数内訳書」もあわせて御記入ください。

上記のとおり従事して（いた・いる）ことを証明いたします。

太枠内の従事内容をお勤めの施設で記載していただき、法人（又は法人代表者）印、あるいは施設（又は施設長）印を押印してください。日付も必ずご記入ください。
※施設長の個人印（氏名の印鑑）では証明になりません。

年 月 日

業務従事先の施設名
代表者（管理者）の職氏名

印

裏面

パートまたはアルバイトとして勤務した方は、「従事日数内訳書」の記入が必要です。
同一期間内に複数の事業所で勤務した場合は、それぞれの事業所ごとに提出していただく必要があります。

従事日数内訳書

令和 年 月 日

貸付番号		
住 所 及 び 連 絡 先	〒 -	
フ リ ガ ナ	電話 ()	携帯電話 ()
E-mail @		
氏 名	生年月日	
	年月日(歳)	

下記のとおり、指定施設等においてパートまたはアルバイトとして介護業務等に従事しました。

業務従事先の法人名 施設・事業所名称																																	
業務従事先の所在地及び電話番号	〒 -																																
	電話 ()																																
(介護業務等に従事した日に○をつけてください。)																																	
年月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	
年 4 月																																	日
年 5 月																																	日
年 6 月																																	日
年 7 月																																	日
年 8 月																																	日
年 9 月																																	日
年 10 月																																	日
年 11 月																																	日
年 12 月																																	日
年 1 月																																	日
年 2 月																																	日
年 3 月																																	日
年月 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	

*この様式で証明を得ることが難しい場合は、施設・事業所の出勤簿等の写しに代えることができます。 合計 日

上記のとおり従事して(いた・いる)ことを証明いたします。

太枠内の従事内容をお勤めの施設で記載して頂き、法人印、
施設印を押印してください。

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

業務従事先の施設名

代表者(管理者)の職氏名

印

第8号様式

(借受人⇒(高等学校)⇒県社協)

返還猶予申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号			
住 所	〒 一 電話番号 ()		
フリガナ	生年月日		
氏 名	印	年 月 日 (歳)	

福祉系高校修学資金貸付規程等の規定により、福祉系高校修学資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請いたします。

借用期間	年 月 から 年 月 まで (年 箇月)		借用金額	円
			返還済額	円
返還猶予を 求める期間	年 月 から 年 月 まで (年 箇月)		返還免除済額	円
			返還猶予申請額	円
申請理由	1 指定の業務に従事 2 在学中 3 進学 4 被災 5 心身の故障 6 その他 ()		理由発生年月日	年 月 日
現在の就業先	所在地及び 電話番号	〒 一 電話 ()		
	名 称			
備 考				

※猶予申請理由を証する書類を添付すること。

※氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

※住所変更があった場合は、変更届（第3号様式）と住民票を提出すること。

記入例**第8号様式**

(借受人⇒(高等学)

- 1 資格登録して、指定業務に従事している方
 2 福祉系高校に在学中の方
 3 福祉系高校を卒業し、進学された方
 4 被災された方
 5 疾病等により業務に従事できない方
 6 その他（介護福祉士国家試験不合格等で資格取得ができなかった方、求職活動中の方、出産・育児による休職・離職した方 等） ※必ず申請してください

返還猶予申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号	住所や氏名を変更された場合は、別途変更届(第3号様式)と住民票等の確認書類も併せて提出すること	
住所	〒 一 電話番号 ()	
フリガナ	生年月日	
氏名	印	年月日(歳)

福祉系高校修学資金貸付規程等の規定により 福祉系高校修学資金の返還の猶予を受け
入学日から卒業日まで等を記入すること す。

借用期間	年 月 から 年 月 まで (年 箇月)	借用金額 円	
		返還済額 円	返還免除済額 円
返還猶予を 求める期間	年 月 から 年 月 まで (年 箇月)	返還猶予申請 円	返還猶予申請 円
		返還猶予申請 円	返還猶予申請 円
申請理由	1 指定の業務に従事 2 在学中 3 進学 4 被災 5 心身の故障 6 その他 ()	0円で記入すること	貸付金額を記入すること
		理由発生年月日	年月日
現在の就業先	所在地及び 電話番号 〒 一 電話 ()	返還猶予開始日を記入すること	
	名称		
備考			

※猶予申請理由を証する書類を添付すること。

※氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

※住所変更があった場合は、変更届(第3号様式)と住民票を提出すること。

第9号様式

(借受人⇒(高等学校)⇒県社協)

返還届

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

私は、次の理由により福祉系高校修学資金を返還します。

貸付番号			
フリガナ		生年月日	
借受人氏名	印	年月日	
返還事由			
借用金額	円		
返還方法	1 月賦	2 半年賦	3 一括
返還期間	年月日	～	年月日
返還金額	初回	円、二回目以降	円
借受人関係事項			
住所及び電話番号	〒 - 電話番号 ()		
現在の就業先	所在地	〒 -	
	名称		
	職種		

※返還期間は、返還事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた月数の2倍に相当する期間内とする。

※氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

※借受人又は連帯保証人の住所変更があった場合は、変更届(第3号様式)と住民票を提出すること。

第10号様式

(借受人⇒県社協)

返還免除申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号			
住 所	〒 - 電話番号 ()		
フリガナ		生年月日	
氏 名	印	年 月 日 (歳)	

福祉系高校修学資金貸付規程等の規定により、福祉系高校修学資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請いたします。

借用金額	円		返還済額	円
返還猶予を受けた期間	年 月 から 年 月 まで (年 ケ月)		返還免除申請額	円
申請理由	1 介護職員等の業務に従事 (3年・その他) 2 死亡 3 心身の故障 4 その他 ()		理由発生年月日	年 月 日
現在の就業先	所在地及び 電話番号	〒 - 電話 ()		
	名称			
備 考		就業月数	ヶ月	

※申請理由を証する書類を添付すること。

申請理由1の場合は、直近の勤務先における業務従事届（第7号様式）を添付すること。

※氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

※借受人又は連帯保証人の住所変更があった場合は、変更届（第3号様式）と住民票を提出すること。

第11号様式

(借受人⇒高等学校⇒県社協)

振込口座変更申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号			
申出の事由	1 口座の変更 2 その他 ()		
住所	〒 - 電話番号 ()		
フリガナ	生年月日		
氏名	印	年 月 日 (歳)	

私は、次のとおり福祉系高校修学資金の振込口座を変更したく申請します。

振込先	金融機関の名称				支店名			
	口座の種類		1 普通預金		2 当座預金			
	店番号			口座番号				
フリガナ								
口座名義人								

(注) 振込口座の名前(カナ)及び口座番号等のわかる通帳のページ(見開き1ページ目)を添付すること。

氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

第36号様式

(借受人⇒県社協)

住所・氏名・勤務先等変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

〒 -

届出者 住 所
氏 名

印

次のとおり変更しましたので、届け出ます。

1 借受人 (※福祉系高校修学資金返還充当資金の貸付けを受けた者)

貸付番号		
新旧の別	新	旧
住所及び 電話番号	〒 - TEL () -	〒 - TEL () -
フリガナ		
氏名		
勤務先等	名称	
所在地及び 電話番号	〒 - TEL () -	〒 - TEL () -

2 連帯保証人

新旧の別	新	旧
フリガナ		
氏名		
借受人との関係		
生年月日	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)
住所及び 電話番号	〒 - TEL () -	〒 - TEL () -
勤務先等	名称	
所在地及び 電話番号	〒 - TEL () -	〒 - TEL () -
年 収	(税込み額) 円	(税込み額) 円
変更理由		

※変更のあった事項について、新旧両方の欄に記入すること。

※住民票等の変更事項を証する書類を添付のこと。

※届出者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

※連帯保証人を別の個人に変更する場合は、第36号様式の2により申請すること。

第36号様式の2

連帯保証人変更申請書兼連帯保証書

収入印紙
200円

連帯保証人変更申請書

年 月 日

千葉県社会福祉協議会会長 様

貸付番号

借受人住所

氏名

印

電話番号

下記のとおり、連帯保証人を変更したいので、必要書類を添えて申請します。

記

変更後連帯保証人	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
	住 所	〒 一	電話番号 ()	
	本人との 関 係			
	職 業		年 収	
変更前連帯保証人氏名				
変 更 理 由				

連 帯 保 証 書

年 月 日

千葉県社会福祉協議会会長 様

連帯保証人 住 所

氏 名

印

電話番号

福祉系高校修学資金返還充当資金の貸付金については、借受人と連帯して、その返還について責任を負います。

※申請にあたっては裏面の留意事項を確認の上、必要書類を添付してください。

留意事項

- 借受人、連帯保証人ともに印鑑登録証明書と同一の印を押印してください。
- 200円の収入印紙を貼付し、借受人又は新連帯保証人により消印を押印してください。
- 必要書類が提出されない場合は、審査ができないため、変更が認められません。
- 審査の結果、変更が認められない場合がありますのでご了承ください。
- 変更が認められない場合でも、本書は返却しませんのでご了承ください。
- 以下の書類を添付してください。
 - ①住民票（3か月以内に発行された原本。個人番号及び本籍地未記載のもの）
 - ②顔写真付き身分証明書の写し（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）
 - ③直近の所得金額を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書の写し、住民税課税証明書等）
 - ④在留カードの写し（両面）（日本国籍を有していない場合のみ）
 - ⑤印鑑登録証明書（3か月以内に発行された原本）

第37号様式

(借受人⇒県社協)

辞 退 届

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

(届出者)

貸付番号	
氏 名	印
住 所	〒 -
電話番号	- -
携帯番号	- -

私は福祉系高校修学資金返還充当資金を借用中のところ、次の事由により借受けを辞退します。

辞 退 の 理 由	
理 由 発 生 日	年 月 日
貸 付 決 定 金 額	円
辞 退 額	円
返 還 開 始 日	年 月 日より返還します。

※届出者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

※借受人又は連帯保証人の住所変更があった場合は、変更届（第36号様式）と住民票を提出すること。

第38号様式

(親族等 ⇒ 県社協)

借受人死亡届

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

親族・連帯保証人 住 所 〒 -

氏 名 印

(借受人との関係)

福祉系高校修学資金返還充当資金の貸付けを受けた次の者が死亡したので、証明書類を添えて届け出ます。

貸付番号			
借受人の氏名			
就業等の状況	所在地	〒 -	
	名称		
	期間	年	月から
		年	月まで(年 箇月)
死亡年月日	年	月	日

※除籍証明書（又は死亡診断書の写）を添付すること。

※親族（連帯保証人）は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

**業務従事届
(現況報告書・業務従事期間証明書)**

令和 年 月 日

貸付番号		
住所及び連絡先	〒 - 電話 () /携帯電話 () E-mail @	
フリガナ		生年月日
氏名		年月日(歳)

下記のとおり指定施設等で指定の業務に従事して（いた・いる）ので、次のとおり届け出ます。

届出事由	<input type="checkbox"/> 就職・転退職 <input type="checkbox"/> 定期報告（令和 年3月31日現在）	
業務従事先の法人名 施設・事業所名称	介護保険の事業所番号または障害福祉サービスの事業所番号（認定コード）	
業務従事先の 所在地及び電話番号	〒 - 電話 ()	
施設・事業所種別		
分野	介護分野を除く障害福祉等福祉分野・その他()	
従事内容	従事期間	年 月 日から 年 月 日までの 年 箇月間 / 現在まで
	雇用形態	正職員・非常勤職員・パートまたはアルバイト・その他()
	業務内容	
	職種	
	休職期間等の 勤務中断期間	年 月 日から 年 月 日まで
	勤務中断理由	

*休職期間等の勤務中断期間は、返還免除に必要な業務従事期間に算入できません。

*「パートまたはアルバイト」として勤務した方は、必ず裏面の「従事日数内訳書」もあわせて御記入ください。

上記のとおり従事して（いた・いる）ことを証明いたします。

年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

業務従事先の施設名

代表者（管理者）の職氏名

印

裏面

パートまたはアルバイトとして勤務した方は、「従事日数内訳書」の記入が必要です。
同一期間内に複数の事業所で勤務した場合は、それぞれの事業所ごとに提出していただく必要があります。

従事日数内訳書

令和 年 月 日

貸付番号		
住所及び連絡先	〒 - 電話 () / 携帯電話 () E-mail @	
フリガナ		生年月日
氏名		年月日(歳)

下記のとおり、指定施設等においてパートまたはアルバイトとして介護業務等に従事しました。

業務従事先の法人名 施設・事業所名称	〒 -	
業務従事先の所在地及び電話番号	電話 ()	

(介護業務等に従事した日に○をつけてください。)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
年月																																
年 1 月																															日	
年 2 月																															日	
年 3 月																															日	
年 4 月																															日	
年 5 月																															日	
年 6 月																															日	
年 7 月																															日	
年 8 月																															日	
年 9 月																															日	
年 10 月																															日	
年 11 月																															日	
年 12 月																															日	
年月 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計

*この様式で証明を得ることが難しい場合は、施設・事業所の出勤簿等の写しに代えることができます。

合計 日

上記のとおり従事して(いた・いる)ことを証明いたします。

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長様

業務従事先の施設名
代表者(管理者)の職氏名

印

第40号様式

(借受人→県社協)

返還猶予申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長様

貸付番号			
住 所	〒 一 電話番号 ()		
フリガナ		生年月日	
氏 名	印	年 月 日 (歳)	

介護福祉士修学資金等貸付規程等の規定により、福祉系高校修学資金返還充当資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請いたします。

借用期間	年 月 から 年 月 まで (年 箇月)		借用金額 返還済額	円 円
	年	月		
返還猶予を 求める期間	年 月 から 年 月 まで (年 箇月)		返還免除済額 返還猶予申請額	円 円
	年	月		
申請理由	1 指定の業務に従事 2 在学中 3 被災 4 心身の故障 5 その他 ()		理由発生年月日	年 月 日
	所在	地 及び 電 話 番 号		
現在の就業先	〒 一 電話 ()			
	名 称			
備 考				

※猶予申請理由を証する書類を添付すること。

※氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

※住所変更があった場合は、変更届（第36号様式）と住民票を提出すること。

第41号様式

(借受人⇒県社協)

返還届

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

私は、次の理由により福祉系高校修学資金返還充当資金を返還します。

貸付番号			
フリガナ			生年月日
借受人氏名	印	年月日	
返還事由			
借用金額	円		
返還方法	1 月賦	2 半年賦	3 一括
返還期間	年月日～	年月日	
返還金額	初回以降	円、最終回	円
借受人関係事項			
住所及び電話番号	〒 - 電話番号 ()		
現在の就業先	所在地	〒 -	
	名称		
	職種		

※氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

※借受人又は連帯保証人の住所変更があった場合は、変更届（第36号様式）と住民票を提出すること。

第42号様式

(借受人⇒県社協)

返還免除申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号			
住 所	〒 -		
フリガナ		生年月日	
氏 名	印	年 月 日 (歳)	

介護福祉士修学資金等貸付規程等の規定により、福祉系高校修学資金返還充当資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請いたします。

借用金額	円	返還済額	円
返還猶予を受けた期間	年 月 から 年 月 まで (年 ケ月)	返還免除申請額	円
申請理由	1 返還免除対象業務に従事 (3年・その他) 2 死亡 3 心身の故障 4 その他 ()	理由発生年月日	年 月 日
現在の就業先	所在地及び 電話番号	〒 - 電話 ()	
	名称		
備考		就業月数	ヶ月

※申請理由を証する書類を添付すること。

申請理由1の場合は、直近の勤務先における業務従事届(第39号様式)を添付すること。

※氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

※借受人又は連帯保証人の住所変更があった場合は、変更届(第36号様式)と住民票を提出すること。